

1. 工事名 筑波大学周辺樹林植栽工事(Ⅰ)
1. 工事位置 茨城県新治郡桜村天王台1丁目1番1号 筑波大学構内(別紙「位置図参照」)
1. 工事期間 着工 昭和58年3月3日。しゅん功期限 昭和58年3月26日。
1. 工事内容等
1. 移植工事

図面番号	施行場所	樹 高 (cm)										計					
		30-49	50-99	100-149	150-199	200-	9-11	12-14	15-17	18-19	20-24		25-29	30-34	35-44	45-49	
	ブラス 西						73	28	25	22	1					149	
	計						73	28	25	22	1						149

ロ. 新規工事

図面番号	施行場所	樹 高 (cm)										計						
		30-49	50-99	100-149	150-199	200-	9-11	12-14	15-17	18-19	20-24		25-29	30-34	35-44	45-49		
	ブラス 西																	49
	計																	49

ハ. 養生・その他

図面番号	施行場所	本数	バーク堆肥(5)		養生(㎡)	支柱		計
			バーク堆肥(5)	培成腐肥(5)		支柱(4)	支柱(6)	
	ブラス西	198	246.50	2.95		10	97	198
	計	198	246.50	2.95		10	97	198

特記仕様

1. 本工事実施の順序ならびに方法については、文部省発注工事請負契約基準、契約書、土木工事標準仕様書、特記仕様書、および図面にもとづくものとする。実施の詳細および図面等に疑義あるときは、甲が通知した監督職員(以下「監督職員」という)の指示に従うこと。

イ. 植栽工事

- ・植栽と始める前に、植栽区域およびその周辺のブミ、コンクリート塊等植栽に支障のあるものは、すべて除去し、指定された所に深さ1m以上で埋める処理をすること。また、植栽端凹凸がないよう監督職員の指示により整地をすること。
- ・バーク堆肥、培成腐肥の空袋の処理は、1ヶ所にまとめて一括処分すること。
- ・既設構造物、樹木等を損傷しないよう充分注意すること。もし損傷した場合は、監督職員に連絡の上、請負者の責任において修復すること。

植 穴

- ・樹木の植栽位置は、図面に基いて決め、石標等により位置の確認をすること。
- ・植穴の最低床底の大きさを、別表(2-3)に示すが、植穴周辺は可能な限り耕起しておくこと。
- ・植穴は、機械掘りを原則とするが、指示あるものや林内は、手掘りとする。工事中は、通行人あるいは他車輛に対し安全策をとること。

- ・塚上げた土は、埋戻しの土を除き、近くに敷均しするものとする。

樹木の塚取り

- ・移植する樹木個体については、別に指示する。塚取りは、すべて鉢土つきとし、鉢の大きさは、根元直径の5~6倍以上とし、繩またはワイロで堅固に根巻きするものとする。
- ・新規樹木については、請負者の持込みとする。すべて根鉢つきとし、鉢の大きさは、移植の場合と同じとする。
- ・幹巻きの指示(2-3)があるものは、一般仕様により行なうものとする。
- ・日通り図20-21による根巻きは、ケル巻きのうち一回の根巻きの要とする。

植 付

- ・バーク堆肥、培成腐肥の施用量は、別表(2-3)による。施用方法は、植穴底とよく耕し、ここに1/2量を混和し、残り1/2量は、埋戻し土と充分混和し、植付けるものとする。
- ・埋戻しは、粘土・砂利の混入を極力避け、深植えにならないよう留意し、バーク堆肥、培成腐肥を混和した土と根鉢が充分密着するよう、つき固める。客土の指示あるものは、畑土を持込みのうえ、規定量のバーク堆肥、培成腐肥と混和し、植付けるものとする。植栽後水鉢を作り、充分灌水するものとする。
- ・塚取りから植付けまで、24時間以内に終了することを原則として、作業を進捗すること。
- ・林縁での移植木の植付けは、樹木の大きさを考慮して行なうこと。また、植栽列を乱さぬよう注意すること。

ロ. 保護・養生

- ・各樹木の風除支柱は、別表(2-3)による。取付け仕様は、別図(2-3)による。支柱穴については、スズ、ヒキとし、CCA加工品とする。支柱については、1束14本入りのものとする。
- ・ハック材(竹)の結束は、亜鉛引鉄線の#16が#18とする。その他は監督職員の指示による。
- ・支柱の方向については、監督職員の指示によること。

ハ. その他

- ・植栽と終了した樹木周辺の整備は、その都度行なうこと。
- ・バーク堆肥は、良く発酵したものを使用すること。また使用に際しては、培成腐肥とも、20kg袋入りのものを使用すること。品質証明書と監督職員に提出して承諾を受けること。

ニ. 枯補償(移植木)

- ・植栽後、引渡後、1年以内に枯死、枝折枯損、樹形不良等となった場合は、発注者と請負者が協議して決められた時期に、発注者の指定した官給樹木を請負者の負担で植えかえるものとする。ただし、明らかに請負者の責による枯損の場合は、請負者が、樹木代も負担するものとする。
- ・天災・その他、やむを得ない理由による場合は、両者協議の上、処理方法を決定する。

ホ. 工事記録写真

- ・工事記録写真は、次のものを提出すること。

区 分	大きさ	種類	枚/組	組
着工前写真	キャビ紙版	カラー		1
工事写真	サービ紙版	カラー		1
しゅん功写真	キャビ紙版	カラー		1

注) 着工前、しゅん功写真は、同一場所から同一方向で撮影し、裏面に工事年度、工事名、撮影した所を記入し、撮影方向を明示した図面を添付すること。

- ・工事写真は、撮影した樹木が判るように、樹木にラベルをつけておくこと。
- ・写真は、指定したアルバムに、施行区域毎に整理して提出すること。

ハ. 枯補償(新規)

- ・新規工事での樹木の枯補償については、文部省土木工事標準仕様書によること。